

# 北九州市芸術文化施設条例施行規則

## ○北九州市芸術文化施設条例施行規則

平成15年10月10日

規則第83号

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市芸術文化施設条例（平成15年北九州市条例第55号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 芸術文化施設の開館時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。

(入館の制限)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) めいていしている者

(2) 他人の迷惑となるおそれのある物品又は動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を携帯又は同伴している者

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認める者

(使用申請)

第4条 条例第2条第1項の許可の申請は、使用しようとする日の属する月の6月前（北九州芸術劇場、響ホール及び市民会館のホールの使用の許可の申請にあっては、12月前）の月の初日から使用しようとする日までの間に行わなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(平20規則48・一部改正)

(使用期間)

第5条 条例第2条第1項の使用許可を受けた者（北九州市漫画ミュージアム、若松市民会館（美術展示室に限る。）及び旧百三十銀行ギャラリーの使用の許可を受けた者を除く。）の使用は、1回の使用につき7日（北九州芸術劇場の中劇場及び小劇場の使用にあっては、30日）以内とする。ただし、市

長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(平 2 4 規則 7 6 ・ 平 2 7 規則 9 ・ 一部改正)

(陳列品の観覧料等)

第 6 条 条例別表第 2 の陳列品の観覧料、器具使用料、設備使用料及び駐車場使用料に係る規則で定める額は、別表第 2 のとおりとする。ただし、北九州市漫画ミュージアムにおいて特別の展覧会を開催する場合の陳列品の観覧料は、その都度市長が定める。

(平 2 3 規則 4 4 ・ 追加、平 2 4 規則 6 2 ・ 平 2 4 規則 7 6 ・ 一部改正)

(冷暖房設備の使用料)

第 7 条 芸術文化施設の冷暖房設備の使用料の額は、別表第 3 のとおりとする。

(平 2 3 規則 4 4 ・ 旧第 6 条繰下 ・ 一部改正)

(使用料の返還)

第 8 条 条例第 6 条ただし書の規定に基づき、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める額を返還する。

(1) 天災その他使用者(条例第 2 条第 1 項の許可を受けた者をいう。以下同じ。)の責めによらない事由により使用できないとき 使用料の全額

(2) 使用日(条例第 2 条第 1 項の許可を受けた使用の日をいう。)の 40 日前までに使用者が使用の取りやめを申し出た場合で、市長が相当の理由があると認めるとき 使用料の額の 5 割に相当する額

(平 2 3 規則 4 4 ・ 旧第 7 条繰下)

(指定管理者に管理を行わせようとする芸術文化施設の概要等の公表)

第 9 条 市長は、芸術文化施設について指定管理者を指定しようとするときは、管理を行わせようとする芸術文化施設の概要、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、条例第 8 条第 2 項及び付則第 3 項の場合においては、この限りでない。

(平 2 0 規則 4 8 ・ 平 2 2 規則 9 ・ 一部改正、平 2 3 規則 4 4 ・ 旧第 8 条繰下)

(指定管理者の指定の申請の添付書類)

第 10 条 条例第 8 条第 1 項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

## 北九州市芸術文化施設条例施行規則

- (1) 定款又はこれに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平20規則69・一部改正、平23規則44・旧第9条繰下)

(指定管理者の業務)

第11条 条例第9条第3号の市長が別に定める業務は、次のとおりとする。

- (1) 演劇を主とした舞台芸術の制作及び公演、当該舞台芸術を担う人材の育成等に関する事(北九州芸術劇場に係る指定管理者に限る。)
- (2) 音楽を主とした公演、音楽を担う人材の育成等に関する事(響ホールに係る指定管理者に限る。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

(平20規則48・一部改正、平23規則44・旧第10条繰下)

(指定管理者の指定の告示)

第12条 市長は、芸術文化施設について指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(平20規則48・追加、平23規則44・旧第11条繰下)

(指定管理者の事業報告)

第13条 指定管理者は、毎年度終了後その管理する芸術文化施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、5月31日までに市長に提出しなければならない。

(平20規則48・旧第11条繰下、平23規則44・旧第12条繰下)

(使用権の譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、芸術文化施設を使用する権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は市長(指定管理者に使用の許可を行わせる芸術文化施設にあつては、指定管理者)が許可した使用目的以外の目的に使用してはならない。

(平20規則48・旧第12条繰下、平23規則44・旧第13条繰下)

(設備の変更禁止)

## 北九州市芸術文化施設条例施行規則

第15条 使用者は、芸術文化施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りではない。

(平20規則48・旧第13条繰下、平23規則44・旧第14条繰下)

(原状回復の義務)

第16条 使用者は、芸術文化施設の使用を終了したときは、直ちに、使用した部分を現状に回復して返還しなければならない。条例第3条の規定により使用の許可を取り消され、又は使用の停止を命じられたときも同様とする。

2 前項の規定により返還するときは、速やかにその旨を市長（指定管理者に維持管理を行わせる芸術文化施設にあつては、指定管理者）に届け出て、検査を受けなければならない。

(平20規則48・旧第14条繰下、平23規則44・旧第15条繰下)

(損害賠償の義務)

第17条 芸術文化施設に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(平20規則48・旧第15条繰下、平23規則44・旧第16条繰下)

(委任)

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、都市ブランド創造局長が定める。

(平20規則33・一部改正、平20規則48・旧第16条繰下、平23規則26・一部改正、平23規則44・旧第17条繰下、令6規則18・一部改正)

付 則

この規則は、平成15年11月1日から施行する。ただし、第8条及び第9条の規定は、公布の日から施行する。

付 則（平成20年3月31日規則第33号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成20年6月25日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

## 北九州市芸術文化施設条例施行規則

付 則（平成 20 年 1 月 10 日規則第 69 号）

この規則は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

付 則（平成 22 年 3 月 23 日規則第 9 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則（平成 23 年 3 月 31 日規則第 26 号）抄  
（施行期日）

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 23 年 7 月 6 日規則第 44 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 24 年 6 月 27 日規則第 62 号）

この規則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

付 則（平成 24 年 8 月 2 日規則第 76 号）

この規則は、平成 24 年 8 月 3 日から施行する。

付 則（平成 25 年 1 月 13 日規則第 61 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 27 年 3 月 18 日規則第 9 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 30 年 7 月 25 日規則第 48 号）  
（施行期日）

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第 2 の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可を受ける使用に係る使用料について適用し、施行日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前に北九州市芸術文化施設条例（平成 15 年北九州市条例第 55 号）の規定及び改正前の北九州市芸術文化施設条例施行規則の規定に基づき発行された漫画ミュージアムの年間定期券は、同条

北九州市芸術文化施設条例施行規則

例の規定及び改正後の北九州市芸術文化施設条例施行規則の規定に基づき発行されたものとみなす。

付 則（令和 2 年 3 月 3 1 日規則第 2 4 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 6 年 3 月 2 9 日規則第 1 8 号）抄  
（施行期日）

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

（平 2 0 規則 4 8・平 2 2 規則 9・平 2 4 規則 6 2・平 2 4 規則 7 6・平 2 5 規則 6 1・平 2 7 規則 9・一部改正）

区分		開館時間	休館日	備考
北九州芸術劇場		午前 1 0 時から午後 1 0 時まで	1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日	市長が特に必要があると認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館日を指定することができる。
響ホール	駐車場以外の部分	午前 9 時から午後 1 0 時まで	日	
	駐車場	午前 8 時 4 5 分から午後 1 0 時 1 5 分まで		
北九州市漫画ミュージアム		午前 1 1 時から午後 7 時まで	(1) 火曜日 (その日が国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日当たると	

北九州市芸術文化施設条例施行規則

			きは、その翌日) (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
黒崎文化ホール	駐車場以外の部分	午前9時から 午後10時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日
	駐車場	午前8時から 午後11時まで	
門司市民会館		午前9時から	
若松市民会館		午後10時まで	
戸畑市民会館		で	
大手町練習場			
旧百三十銀行ギャラリー		午前10時から 午後6時まで	

別表第2 (第6条関係)

(平23規則44・追加、平24規則62・平24規則76・平25規則61・平30規則48・令2規則24・一部改正)

区分			使用料の額	
劇場	器具 使用料	照明器具	フットライト	1式につき1時間又はその端数ごとに150円
		花道フットライト	1式につき1時間又はその端数ごとに70円	

北九州市芸術文化施設条例施行規則

ボーダーライト	15キロワット以上	1列1式につき1時間 又はその端数ごとに300円
	10キロワット以上15キロワット未満	1列1式につき1時間 又はその端数ごとに220円
	5キロワット以上10キロワット未満	1列1式につき1時間 又はその端数ごとに150円
	5キロワット未満	1列1式につき1時間 又はその端数ごとに100円
アップーホリゾントライト	20キロワット以上	1式につき1時間又はその端数ごとに390円
	15キロワット以上20キロワット未満	1式につき1時間又はその端数ごとに300円
	10キロワット以上15キロワット未満	1式につき1時間又はその端数ごとに220円
	10キロワット未満	1式につき1時間又はその端数ごとに150円
ピンスポットライト		1台につき1時間又はその端数ごとに390円
スポットラ	1. 5キロワット	1台につき1時間又は



## 北九州市芸術文化施設条例施行規則

	イト		その端数ごとに150円
		1キロワット	1台につき1時間又はその端数ごとに100円
		500ワット以下	1台につき1時間又はその端数ごとに70円
	ローアールホリゾントライト		1本につき1時間又はその端数ごとに100円
	ストリップライト		1本につき1時間又はその端数ごとに70円
	ミラーボール		1式につき1時間又はその端数ごとに220円
	照明器具用スタンド		1本につき1時間又はその端数ごとに30円
	特殊照明効果器具		1台につき1時間又はその端数ごとに390円
	特殊照明効果レンズ		1個につき1時間又はその端数ごとに30円
音響器具	アンプ		1式につき1時間又はその端数ごとに780円
	ミゼットアンプ		1式につき1時間又はその端数ごとに150円

北九州市芸術文化施設条例施行規則

	はね返りスピーカー	1台につき1時間又はその端数ごとに90円
	コンパクトディスクプレーヤー	1台につき1時間又はその端数ごとに220円
	テープレコーダー（テープを含まない。）	1台につき1時間又はその端数ごとに220円
	マイクロホン	1本につき1時間又はその端数ごとに150円
	ワイヤレスマイク	1チャンネルにつき1時間又はその端数ごとに390円
	音響器具用スタンド	1本につき1時間又はその端数ごとに30円
	特殊音響効果器具	1台につき1時間又はその端数ごとに390円
映 写 機	35ミリ映写機	1式につき1時間又はその端数ごとに1,950円
	16ミリ映写機	1式につき1時間又はその端数ごとに780円
	特殊プロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円

北九州市芸術文化施設条例施行規則

ピアノ	フルコンサート（外国製のもの又は購入価格がこれに準ずる国産のもの）		1台につき1時間又はその端数ごとに3,000円
	フルコンサート		1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円
	その他		1台につき1時間又はその端数ごとに600円
舞台器具	能舞台		1式につき1時間又はその端数ごとに3,900円
	所作台	10枚以上	1式につき1時間又はその端数ごとに1,560円
		10枚未満	1式につき1時間又はその端数ごとに780円
	バレエマット（テープを含まない。）		1式につき1時間又はその端数ごとに1,050円
	組立花道		1式につき1時間又はその端数ごとに1,170円
	松羽目バック		1枚につき1時間又はその端数ごとに220円
	金びょうぶ		1双につき1時間又は

北九州市芸術文化施設条例施行規則

		その端数ごとに 780 円
銀びょうぶ		1 双につき 1 時間又は その端数ごとに 390 円
鳥の子びょうぶ		1 双につき 1 時間又は その端数ごとに 390 円
せり上げ	3 平方メートル以上のもの	1 式につき 1 時間又は その端数ごとに 390 円
	3 平方メートル未満のもの	1 式につき 1 時間又は その端数ごとに 150 円
日舞用そで		1 式につき 1 時間又は その端数ごとに 390 円
しゃ 紗幕		1 枚につき 1 時間又は その端数ごとに 220 円
映写幕		1 枚につき 1 時間又は その端数ごとに 220 円
毛せん		1 枚につき 1 時間又は その端数ごとに 30 円
山台用座布団		1 枚につき 1 時間又は その端数ごとに 30 円
上敷		1 枚につき 1 時間又は

北九州市芸術文化施設条例施行規則

		その端数ごとに30円
長机		1脚につき1時間又はその端数ごとに30円
平台		1枚につき1時間又はその端数ごとに30円
舞台用階段		1台につき1時間又はその端数ごとに30円
箱馬	大	1個につき1時間又はその端数ごとに20円
	小	1個につき1時間又はその端数ごとに10円
反響板		1式につき1時間又はその端数ごとに2,730円
馬		1個につき1時間又はその端数ごとに20円
オーケストラピット		1式につき1時間又はその端数ごとに610円
山台		1組につき1時間又はその端数ごとに70円
演台		1式につき1時間又はその端数ごとに70円
指揮台及び指揮者用譜面台		1式につき1時間又はその端数ごとに70円
演奏者用譜面台		1台につき1時間又はその端数ごとに20円
ドライアイスマシーン		1台につき1時間又は

北九州市芸術文化施設条例施行規則

					その端数ごとに580円
				スモークマシン	1台につき1時間又はその端数ごとに580円
				録音・録画機器	1式につき1時間又はその端数ごとに4,800円
				展示用パネル	1枚につき1回ごとに120円
設備 使用 料	電 気 コ ン セ ン ト	劇場器具			1キロワット又はその端数ごとにつき1時間又はその端数ごとに1000円
		持込器具			1キロワット又はその端数ごとにつき1時間又はその端数ごとに700円
音楽 堂	器 具 使 用 料	照 明 器 具	ボーダーラ イト	15キロワット以上	1列1式につき1時間又はその端数ごとに3000円
				10キロワット以上15キロワット未満	1列1式につき1時間又はその端数ごとに2200円
				5キロワット以上10キロワット未満	1列1式につき1時間又はその端数ごとに1500円
				5キロワット未満	1列1式につき1時間

北九州市芸術文化施設条例施行規則

			又はその端数ごとに100円
	ピンスポットライト		1台につき1時間又はその端数ごとに390円
	スポットライト	1. 5キロワット	1台につき1時間又はその端数ごとに150円
		1キロワット	1台につき1時間又はその端数ごとに100円
		500ワット以下	1台につき1時間又はその端数ごとに70円
	ストリップライト	9灯用	1本につき1時間又はその端数ごとに100円
		6灯用	1本につき1時間又はその端数ごとに70円
	照明器具用スタンド		1本につき1時間又はその端数ごとに30円
音響器具	アンプ		1式につき1時間又はその端数ごとに780円
	ミゼットアンプ		1式につき1時間又はその端数ごとに150円
	はね返りスピーカー		1台につき1時間又はその端数ごとに90円

北九州市芸術文化施設条例施行規則

	コンパクトディスクプレーヤー		1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 2 2 0 円
	テープレコーダー（テープを含まない。）		1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 2 2 0 円
	マイクロホン		1 本につき 1 時間又はその端数ごとに 1 5 0 円
	ワイヤレスマイク		1 チャンネルにつき 1 時間又はその端数ごとに 3 9 0 円
	音響器具用スタンド		1 本につき 1 時間又はその端数ごとに 3 0 円
映 写 機	特殊プロジェクター		1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 1, 5 0 0 円
ピ ア ノ	フルコンサート（外国製のもの又は購入価格がこれに準ずる国産のもの）		1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 3, 0 0 0 円
	フルコンサート		1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 1, 5 0 0 円
	その他		1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 6 0 0 円
舞 台	所作台	1 0 枚以上	1 式につき 1 時間又はその端数ごとに 1, 5 6



北九州市芸術文化施設条例施行規則

器具		0 円	
		1 0 枚未満	1 式につき 1 時間又はその端数ごとに 7 8 0 円
	金びょうぶ	高さ 2 メートル以上のもの	1 双につき 1 時間又はその端数ごとに 7 8 0 円
		高さ 2 メートル未満のもの	1 双につき 1 時間又はその端数ごとに 3 9 0 円
	銀びょうぶ		1 双につき 1 時間又はその端数ごとに 3 9 0 円
	日舞用そで		1 式につき 1 時間又はその端数ごとに 3 9 0 円
	映写幕		1 枚につき 1 時間又はその端数ごとに 2 2 0 円
	毛せん		1 枚につき 1 時間又はその端数ごとに 3 0 円
	山台用座布団		1 枚につき 1 時間又はその端数ごとに 3 0 円
	上敷		1 枚につき 1 時間又はその端数ごとに 3 0 円
	長机		1 脚につき 1 時間又はその端数ごとに 3 0 円
平台		1 枚につき 1 時間又は	

北九州市芸術文化施設条例施行規則

			その端数ごとに30円	
		舞台用階段	1台につき1時間又はその端数ごとに30円	
		折り畳み式足	1個につき1時間又はその端数ごとに10円	
		箱馬	大	1個につき1時間又はその端数ごとに20円
			小	1個につき1時間又はその端数ごとに10円
		演台	1式につき1時間又はその端数ごとに70円	
		指揮台及び指揮者用譜面台	1式につき1時間又はその端数ごとに70円	
		演奏者用譜面台	1台につき1時間又はその端数ごとに20円	
		チェンバロ	1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円	
		ハープ	1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円	
設備使用料	電気コンセント	会館器具	1キロワット又はその端数ごとにつき1時間又はその端数ごとに100円	
		持込器具	1キロワット又はその端数ごとにつき1時間又はその端数ごとに7	

北九州市芸術文化施設条例施行規則

						0 円
			シャワー室			1 室につき 1 時間又はその端数ごとに 7 0 円
			浴場			1 槽につき 1 時間又はその端数ごとに 3 0 0 円
			駐車場使用料			1 台につき 3 0 分又はその端数ごとに 8 0 円
漫画 ミュージアム	陳列品の観覧料	個人	一般	1 人 1 回		4 8 0 円
			中学校及び高等学校の生徒			2 4 0 円
			小学校の児童			1 2 0 円
		団体(30人以上)	一般	1 人 1 回		3 8 0 円
			中学校及び高等学校の生徒			1 9 0 円
			小学校の児童			9 0 円
		年間定期券	一般	1 人 1 年		2, 4 0 0 円
			中学校及び高等学校の生徒			1, 8 0 0 円
			小学校の児童			1, 2 0 0 円
器具使用	音響器	アンプ			1 式につき 1 時間又はその端数ごとに 3 0 0 円	

北九州市芸術文化施設条例施行規則

	用 料	具	ワイヤレスマイク	1 式につき 1 時間又はその端数ごとに 1 5 0 円
			音響器具用スタンド	1 本につき 1 時間又はその端数ごとに 3 0 円
		映 像 器 具	液晶プロジェクター	1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 1 , 8 0 0 円
			スクリーン	1 枚につき 1 時間又はその端数ごとに 3 0 0 円
		そ の 他 の 器 具	可動陳列ケース	1 台につき 1 回ごとに 4 8 0 円
			展示用パネル	1 枚につき 1 回ごとに 1 2 0 円
市 民 会 館	器 具 使 用 料	照 明 器 具	フットライト	1 式につき 1 時間又はその端数ごとに 1 5 0 円
			花道フットライト	1 式につき 1 時間又はその端数ごとに 7 0 円
		ボ ー ダ ー ラ イ ト	1 5 キロワット以上	1 列 1 式につき 1 時間又はその端数ごとに 3 0 0 円
			1 0 キロワット以上 1 5 キロワット未満	1 列 1 式につき 1 時間又はその端数ごとに 2 2 0 円

北九州市芸術文化施設条例施行規則

	5キロワット以上10キロワット未満	1列1式につき1時間又はその端数ごとに150円
	5キロワット未満	1列1式につき1時間又はその端数ごとに100円
アップーホ リゾントラ イト	20キロワット以上	1式につき1時間又はその端数ごとに390円
	15キロワット以上20キロワット未満	1式につき1時間又はその端数ごとに300円
	10キロワット以上15キロワット未満	1式につき1時間又はその端数ごとに220円
	10キロワット未満	1式につき1時間又はその端数ごとに150円
ピンスポットライト		1台につき1時間又はその端数ごとに390円
スポットラ イト	1.5キロワット	1台につき1時間又はその端数ごとに150円
	1キロワット	1台につき1時間又はその端数ごとに100円
	500ワット以下	1台につき1時間又は

## 北九州市芸術文化施設条例施行規則

		その端数ごとに70円
	ローアークライアントライト	1本につき1時間又はその端数ごとに100円
	ストリップライト	9灯用
		1本につき1時間又はその端数ごとに100円
		6灯用
		1本につき1時間又はその端数ごとに70円
	ミラーボール	1式につき1時間又はその端数ごとに220円
	照明器具用スタンド	1本につき1時間又はその端数ごとに30円
	特殊照明効果器具	1台につき1時間又はその端数ごとに390円
	特殊照明効果レンズ	1個につき1時間又はその端数ごとに30円
音響器具	アンプ	1式につき1時間又はその端数ごとに780円
	ミゼットアンプ	1式につき1時間又はその端数ごとに150円
	はね返りスピーカー	1台につき1時間又はその端数ごとに90円
	レコードプレーヤー	1台につき1時間又は

北九州市芸術文化施設条例施行規則

		その端数ごとに220円
	コンパクトディスクプレーヤー	1台につき1時間又はその端数ごとに220円
	テープレコーダー（テープを含まない。）	1台につき1時間又はその端数ごとに220円
	マイクロホン	1本につき1時間又はその端数ごとに150円
	ワイヤレスマイク	1チャンネルにつき1時間又はその端数ごとに390円
	音響器具用スタンド	1本につき1時間又はその端数ごとに30円
	特殊音響効果器具	1台につき1時間又はその端数ごとに390円
映 写 機	35ミリ映写機	1式につき1時間又はその端数ごとに1,950円
	16ミリ映写機	1式につき1時間又はその端数ごとに780円
	特殊プロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円

北九州市芸術文化施設条例施行規則

ピアノ	フルコンサート（外国製のもの又は購入価格がこれに準ずる国産のもの）		1台につき1時間又はその端数ごとに3,000円
	フルコンサート		1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円
	その他		1台につき1時間又はその端数ごとに600円
舞台器具	能舞台		1式につき1時間又はその端数ごとに3,900円
	所作台	10枚以上	1式につき1時間又はその端数ごとに1,560円
		10枚未満	1式につき1時間又はその端数ごとに780円
	バレエマット（テープを含まない。）		1式につき1時間又はその端数ごとに1,050円
	組立花道		1式につき1時間又はその端数ごとに1,170円
	松羽目		1式につき1時間又はその端数ごとに390円
	松羽目バック		1枚につき1時間又は



北九州市芸術文化施設条例施行規則

		その端数ごとに220円
金びょうぶ	高さ2メートル以上のもの	1双につき1時間又はその端数ごとに780円
	高さ2メートル未満のもの	1双につき1時間又はその端数ごとに390円
銀びょうぶ		1双につき1時間又はその端数ごとに390円
鳥の子びょうぶ		1双につき1時間又はその端数ごとに390円
せり上げ	3平方メートル以上のもの	1式につき1時間又はその端数ごとに390円
	3平方メートル未満のもの	1式につき1時間又はその端数ごとに150円
回り舞台		1式につき1時間又はその端数ごとに390円
日舞用そで		1式につき1時間又はその端数ごとに390円
紗幕		1枚につき1時間又はその端数ごとに220円

北九州市芸術文化施設条例施行規則

		円
	地がすり	1枚につき1時間又はその端数ごとに220円
	黒幕	1枚につき1時間又はその端数ごとに150円
	振落し幕	1枚につき1時間又はその端数ごとに150円
	背景幕	1枚につき1時間又はその端数ごとに220円
	浅黄幕	1枚につき1時間又はその端数ごとに220円
	映写幕	1枚につき1時間又はその端数ごとに220円
	花道スッポン	1式につき1時間又はその端数ごとに150円
	毛せん	1枚につき1時間又はその端数ごとに30円
	山台用座布団	1枚につき1時間又はその端数ごとに30円
	上敷	1枚につき1時間又はその端数ごとに30円

北九州市芸術文化施設条例施行規則

長机		1脚につき1時間又はその端数ごとに30円
平台		1枚につき1時間又はその端数ごとに30円
舞台用階段		1台につき1時間又はその端数ごとに30円
折り畳み式足		1個につき1時間又はその端数ごとに10円
箱馬	大	1個につき1時間又はその端数ごとに20円
	小	1個につき1時間又はその端数ごとに10円
反響板		1式につき1時間又はその端数ごとに2,730円
馬		1個につき1時間又はその端数ごとに20円
オーケストラピット		1式につき1時間又はその端数ごとに610円
山台		1組につき1時間又はその端数ごとに70円
演台		1式につき1時間又はその端数ごとに70円
指揮台及び指揮者用譜面台		1式につき1時間又はその端数ごとに70円
演奏者用譜面台		1台につき1時間又はその端数ごとに20円

## 北九州市芸術文化施設条例施行規則

	ドラムセット	1 式につき 1 時間又はその端数ごとに 3 9 0 円
	大太鼓	1 個につき 1 時間又はその端数ごとに 1 5 0 円
	ティンパニ	1 式につき 1 時間又はその端数ごとに 7 9 0 円
	チャイム	1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 5 1 0 円
	ドラ	1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 3 6 0 円
	ドライアイスマシーン	1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 5 8 0 円
	スモークマシーン	1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 5 8 0 円
	録音・録画機器	1 式につき 1 時間又はその端数ごとに 4, 8 0 0 円
	展示用パネル	1 枚につき 1 回ごとに 1 2 0 円
設 備	ガス器具	1 個につき 1 時間又はその端数ごとに 7 0 円

北九州市芸術文化施設条例施行規則

使用料	電気	会館器具	1キロワット又はその端数ごとにつき1時間又はその端数ごとに100円
		持込器具	1キロワット又はその端数ごとにつき1時間又はその端数ごとに70円
	シャワー室		1室につき1時間又はその端数ごとに70円
	浴場		1槽につき1時間又はその端数ごとに300円
駐車場使用料	黒崎文化ホール		駐車を開始したときから60分を超える時間について1台につき30分又はその端数ごとに100円

備考 漫画ミュージアムの年間定期券による観覧は、特別の展覧会の観覧を除く。

別表第3（第7条関係）

（平20規則48・一部改正、平23規則44・旧別表第2繰下・一部改正、平24規則62・平27規則9・一部改正）

設備				使用料の額
冷暖房設備	ホ一ル	北九州芸術劇場	全部の冷暖房設備	30分又はその端数ごとに3,900円
			舞台の部分のみの冷	30分又はその端数ごとに

北九州市芸術文化施設条例施行規則

		暖房設備	1, 170円
	中劇場	全部の冷暖房設備	30分又はその端数ごとに 2, 100円
		舞台の部分のみの冷暖房設備	30分又はその端数ごとに 630円
	小劇場		30分又はその端数ごとに 690円
響ホール	大ホール		30分又はその端数ごとに 2, 200円
黒崎文化ホール	大ホール	全部の冷暖房設備	30分又はその端数ごとに 2, 400円
		舞台の部分のみの冷暖房設備	30分又はその端数ごとに 800円
	中ホール		30分又はその端数ごとに 900円
門司市民会館	大ホール		30分又はその端数ごとに 1, 440円
若松市民会館	大ホール		30分又はその端数ごとに 2, 400円
	小ホール		30分又はその端数ごとに 720円
戸畑市民会館	大ホール		30分又はその端数ごとに 2, 400円
	中ホール		30分又はその端数ごとに 900円
会議室	面積が50平方メートル未満の部屋		30分又はその端数ごとに 60円
	面積が50平方メートル以上100平方		30分又はその端数ごとに

北九州市芸術文化施設条例施行規則

等	メートル未満の部屋			120円
	面積が100平方メートル以上150平方メートル未満の部屋			30分又はその端数ごとに180円
	面積が150平方メートル以上200平方メートル未満の部屋			30分又はその端数ごとに240円
	面積が200平方メートル以上の部屋			30分又はその端数ごとに300円
展示室	門司市民会館	第1展示室	冷房設備	30分又はその端数ごとに240円
		第2展示室		30分又はその端数ごとに180円